

感染症における「意見書」および「登校届」の提出について

お子様が学校感染症にかかった場合は、学校保健法第19条により、医師が感染の恐れがないと認めるまで登校できないことになっております。(欠席扱いにはなりません。)

感染症から回復し、医師から登校許可が出て登校する際には、下記の表を参考に、医師記入による「意見書」あるいは保護者記入による「登校届」を提出してください。

該当する感染症	必要書類
<ul style="list-style-type: none">・麻しん(はしか)・風しん・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・結核・咽頭結膜熱(プール熱)・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)・急性出血性結膜炎・侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	<p>「意見書」 *医師記入*</p> 

該当する感染症	必要書類
<ul style="list-style-type: none">・溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑(りんご病)・ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス等)・ヘルパンギーナ・RSウイルス感染症・帯状疱疹・突発性発疹・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・マイコプラズマ肺炎	<p>「登校届」 *保護者記入*</p> 